

委員会提出議案第7号

子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出について

上記の議案を、亀山市議会会議規則第13条第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成30年9月26日提出

提出者

教育民生委員会委員長 尾崎 邦洋

亀山市議会議長 西川 憲行 様

別紙

子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書

子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書

厚生労働省の「国民生活基礎調査」（2016年公表）によると、「子どもの貧困率」は13.9%、およそ子ども7人に1人の割合で貧困状態にあるとされています。また、子どもがいる世帯のうち、ひとり親など大人が1人の世帯の相対貧困率は50.8%と、大人が2人以上いる世帯（10.7%）より著しく厳しい経済状況におかれています。「子供の貧困対策に関する大綱（2014年閣議決定）」における基本的な方針の筆頭に「貧困の連鎖の解消」が掲げられているとおり、その連鎖を断ち切るための教育に係る公的な支援は、きわめて重要であると考えます。

学校をプラットフォームとした子どもの貧困対策においては、さまざまな生活背景から課題を抱えた子どもたちに対して、教育相談などを充実させる取り組みや、学校だけでは解決が困難な事案について関連機関と連携した支援を行うなどの取り組みが今以上に進められていくことが必要です。心理や福祉の専門職であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置の更なる拡充が求められています。また、地域社会においても生活困窮者への自立支援の取り組みが進む中、児童生徒への学習支援事業や「子ども食堂」等の子どもの居場所づくりに関わる取り組みが進められています。公的な人的措置や経費負担等、社会全体としての支援の充実が求められます。

日本における大学等の高等教育段階での総教育支出のうち、66%が私費負担で賄われ、OECD平均の30%を大きく上回っています。（OECD「図表でみる教育2017」）。さらに、高等教育の授業料は国際的な比較において、「最も高い水準の国の一つである」とされています。また、子どもの進学率において、ひとり親世帯（高校等93.9%、大学等23.9%）は全世帯（高校等96.5%、大学等53.7%）を下回っている状況です。

そのような中、2017年度から、高等教育段階において、国による給付型奨学金が創設され、2018年度より本格実施となりました。また、先般の生活保護法の改正に伴い、大学及び専門学校への進学準備給付金が創設されまし

た。しかし、「学生生活調査結果」（2018年3月）においては、「貸与型奨学金の返還にかかる負担」を理由に受給申請を諦めている学生が増えている実態が指摘されています。また、高等学校等就学支援金制度においては、修業年限による支給制限の緩和など制度の拡充が求められています。

貧困の連鎖を断ち切り、経済格差を教育格差に結びつけないために、就学・修学支援に関わる制度・施策のより一層の充実が求められています。

よって、政府におかれては、下記の事項を実現されますよう強く要望いたします。

記

1. すべての子どもたちの学ぶ機会を保障するため、子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年9月26日

三重県亀山市議会議長 西川 憲行

内閣総理大臣 安倍 晋三 様
総務大臣 野田 聖子 様
財務大臣 麻生 太郎 様
文部科学大臣 林 芳正 様
衆議院議長 大島 理森 様
参議院議長 伊達 忠一 様